



情報技術－人工知能－マネジメントシステム

JIS Q 42001 : 2025

(ISO/IEC 42001 : 2023)

(JSA)

令和 7 年 8 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構
	山 崎 浩 史	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 7.8.20
担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)
官 報 掲 載 日：令和 7.8.20
認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)
素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会（委員長 渡邊 創）
この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに
確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 組織の状況	7
4.1 組織及びその状況の理解	7
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	8
4.3 AI マネジメントシステムの適用範囲の決定	8
4.4 AI マネジメントシステム	9
5 リーダーシップ	9
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	9
5.2 AI 方針	9
5.3 役割, 責任及び権限	10
6 計画策定	10
6.1 リスク及び機会への取組	10
6.2 AI の目的及びそれを達成するための計画策定	13
6.3 変更の計画策定	13
7 支援	13
7.1 資源	13
7.2 力量	14
7.3 認識	14
7.4 コミュニケーション	14
7.5 文書化した情報	14
8 運用	15
8.1 運用の計画策定及び管理	15
8.2 AI リスクアセスメント	16
8.3 AI リスク対応	16
8.4 AI システム インパクトアセスメント	16
9 パフォーマンス評価	16
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	16
9.2 内部監査	17
9.3 マネジメントレビュー	17
10 改善	18
10.1 継続的改善	18
10.2 不適合及び是正処置	18

	ページ
附属書 A（規定）参考となる管理目的及び管理策	19
附属書 B（規定）AI 管理策実施の手引	23
附属書 C（参考）AI 関連の潜在的な組織の目的及びリスク源	49
附属書 D（参考）複数の領域又は分野にわたる AI マネジメントシステムの利用	52
参考文献	54
解 説	56

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

情報技術—人工知能—マネジメントシステム

Information technology—Artificial intelligence—Management system

序文

この規格は、2023 年に第 1 版として発行された **ISO/IEC 42001** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

人工知能（AI）は、情報技術を活用する全ての分野での応用が急速に進んでおり、経済を活性化する主要な要素と期待されている。この動向の帰結として、今後数年の間に特定の用途で社会的な問題を引き起こす可能性がある。

この規格は、組織が AI システムに関する組織の役割（例えば、AI を活用する製品又はサービスの利用、開発、監視又は提供）を、責任をもって果たせるように支援することを意図するものである。AI は、次のような具体的な考慮すべき事項を提起する可能性がある。

- AI を用いる自動意思決定は、不透明かつ説明不可能な方法で下されることがあることから、従来の IT システムに対してのマネジメントを超える AI 特有のマネジメントを行わなければならない場合がある。
- システムを設計するために人がロジックをコーディングするのではなく、データ分析、洞察及び機械学習（ML）を利用することは、AI システムを適用する機会を増加させるとともに、そのようなシステムを開発し、正しく動作することを証明し、展開する方法を変える。
- 継続的に学習を行う AI システムは、利用中にその挙動が変動する。挙動の変動を伴いつつも責任ある利用を継続していくことを確実にするために、特別な配慮が必要となる。

この規格は、それぞれの組織がもつ状況の下で AI マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善していくための要求事項を提供する。組織には、AI に特有である特徴に焦点を当てて要求事項を適用することが期待される。継続的に学習して改善する能力をもち、一方で、透明性又は説明可能性が欠如するといった AI に特有の特徴に起因して、従来の作業実施方法では更なる懸念事項が生じた場合には、別の安全対策が必要になる場合がある。既存のマネジメント構造を拡張するために AI マネジメントシステムを展開することは、組織にとって戦略的な意思決定となる。

AI マネジメントシステムを確立し、実施するに当たっては、組織のニーズ及び目的、プロセス、規模及び構造、並びに様々な利害関係者の期待が影響する。AI マネジメントシステムの確立及び実施に影響する別の要因は、AI の多くのユースケース、及びガバナンスの仕組みとイノベーションとの間で適切なバランスをとる必要性である。組織は、リスクベースのアプローチを利用してこの規格に定める要求事項を適用することを選択し、組織が想定する範囲内の特定の AI ユースケース、サービス又は製品に対して、適切なレベルの管理策が適用可能なようにする。これら全ての影響要因は変化することから、随時見直すことが期待される。